主

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人市原庄八の上告趣意書第一点は「原判決は本件被告事件二付キ事実ノ認定 二対シ本人ノ自白二依リ窃盗ノ事実ヲ認メラレタリ然レトモ右ノ如ク本人ノ公判廷 二於ケル自白ノミヲ以テ有罪又は刑罰ヲ科スルコトヲ得サルコトハ憲法第三十八条 第三項及刑訴応急措置法第十条第三項ニヨリ明白ナル処ナルヲ以テ本件ハ結極右法 令ニ反スル判決ナルヲ以テ破毀ノ上相当ノ御裁判アランコトヲ求ム」と言うのであ る。

しかし憲法第三十八条第三項及び刑訴応急措置法第十条第二項のいわゆる「本人の自白」には、公判廷における被告人の自白を含まないことは既に当裁判所の判例 (昭和二三年(れ)第一六八号昭和二三年七月二九日大法廷判決参照)とするところである。したがつて上告適法の理由とならない。

裁判官塚崎直義、同沢田竹治郎、同井上登、同栗山茂、同小谷勝重の反対意見は それぞれ前記昭和二三年(れ)第一六八号事件に於て同人等の反対意見として記載 したところと同一である。

よつて本件上告を棄却することゝし、刑事訴訟法第四百四十六条に則り主文の通り判決する。

この判決は反対意見者を除く他の裁判官全員の一致した意見である。

検察官 柳川真文関与

昭和二十三年七月二十四日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官 塚崎直義

裁判官 長谷川 太一郎

裁判官	沢	田	竹治	郎
裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	井	上		登
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	真	野		毅
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	島			保
裁判官	滅	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	河	村	又	介